○令和８年９月まで

対象施設、事業	無償化の適用を受けるために必要な認定手続き	3歳から5歳	0歳から2歳
私立幼稚園（従来制度）	施設等利用給付認定 (新1号)	月額33,000円まで無償 （入園時期に合わせて満3歳から対象）	―
私立幼稚園（新制度）、認定こども園（幼稚園部分） **区立幼稚園**	―	無償（入園時期に合わせて満3歳から対象）	―
幼稚園、認定こども園の預かり保育	施設等利用給付認定 (新2号・新3号)	(注1)月額11,300円まで無償化	(注1)月額16,300円まで無償化（住民税非課税世帯のみ）
認可保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業	―	無償（延長保育は対象外）	無償（延長保育は対象外）
保育ママ	施設等利用給付認定 (新3号)	―	無償（雑費は対象外）
認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む） （国が定める基準を満たしている施設のみ） **認証保育所** **一時預かり事業** **病児保育事業** **ファミリーサポート事業**	施設等利用給付認定 (新2号・新3号)	月額37,000円まで無償化	月額42,000円まで無償化

(注1)月額11,300円(月額16,300円)を上限とし、日額450円×利用日数で算出した額と保護者が幼稚園に支払った預かり利用額を比較して低い方の額を助成します。